

更にご議論いただきたい点

内閣官房 土地調査検討室

- (1) 何を対象とするか
- (2) どのような調査を行うか
- (3) どのような管理措置を講じるか／
管理措置の対象とする土地等の考え方
- (4) 政府の体制の在り方／適切な運用の確保

(1) 何を対象とするか

- 調査（情報収集）の対象とする不動産（土地、建物）や権利。
- 管理措置の対象とする不動産（土地、建物）や権利。
- 第1回会合で指摘された施設の周辺のほか、安全保障の観点から、調査や管理措置の対象とすべき土地等。
- 各種法令において行為規制等が措置されている中で、土地等の管理措置を行うことの必要性・合理性。

(参考1) 第1回会合で指摘された施設

防衛施設及び米軍施設、国境離島、重要なインフラ施設

(参考2) 国民保護法的生活関連等施設

発電所・変電所、ガス工作物、取水・貯水・浄水施設及び配水池、鉄道施設・軌道施設、電気通信交換設備、放送局、水域施設・係留施設、滑走路・空港施設、ダム、危険物取扱所

(参考3) その他

水源地（森林）、農地 等

(2) どのような調査を行うか

- 具体的に、どのような情報を収集するか。
 - 例) ・地図や航空写真等の現況が把握できるもの
 - ・不動産登記簿、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿
 - ・必要に応じた現地調査
- 政府内の役割分担・連携、国と地方公共団体との情報共有の在り方。
- 調査に当たり、土地等の所有者等に求める事項（土地等の利用状況に関する報告の徴収など）。
- 調査の結果、安全保障上懸念のある行為が判明した場合、政府として、どのような対応が必要か。

(3) どのような管理措置を講じるか／管理措置の対象とする土地等の考え方

- 調査と比較し、管理措置の対象はどう設定するか。調査の対象よりも絞り込むか。
- 実効性のある措置として、求められる管理措置の在り方。
- 管理措置の運用において、留意すべき点。

(参考1) 第1回会合で指摘された措置

- 取引の事前届出
- 単に是正に向けた努力義務を課すだけでは十分でなく、例えば、国が土地を買い上げるなど。

(参考2) 現行法令の規定例を踏まえ考えられるスキーム

- 特に懸念の大きい土地の取引に関し、事前届出の義務を課した上で、不適切な利用実態が認められる場合において、他法令に基づく是正措置（利用規制）、取引中止の勧告・命令（取得規制）、国による買収等の措置を講ずる。

(参考3) 第1回会合で指摘された留意点

- 実際には、大部分は実態把握までで終わり、国は、極めて限定的な場合において、取引に関与することになるのではないか。
- 例えば、防衛関係施設周辺の広大な土地が購入され、その購入主体がペーパーカンパニーと目される場合などが想定される。

（４）政府の体制の在り方／適切な運用の確保

- 調査や管理措置を行うための実効性のある体制として、求められる省庁横断的な組織の在り方。
- 調査や管理措置を行うための「基本的な方針」や「基準」をどう考えるか。
- 調査や管理措置の対象や内容について、適切な運用を確保するためには、どのような手続きが求められるか。

（参考）外国為替及び外国貿易法の枠組み

対内直接投資等の内容の変更又は中止を勧告する場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴取することとされている。